

利用者への権利侵害事案⑩

【事案】

職員による利用者への暴力行為

【事案の概要】

障害者支援施設で、女性職員が入所する女性利用者の顔面を叩くなどの暴力行為があった。女性利用者は前歯が折れるケガを負った。女性利用者は周囲の些細な変化に反応してパニックを起こし他害に至る傾向がみられており、本事案も他の利用者への他害を職員が制止しようとした場面で発生した。当該施設は事実関係を認めた上で、障害者虐待防止法に基づいた立ち入り調査を受けた。また、懲罰委員会にて当該職員を含め、関わった複数の職員を処分した。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

当該施設からの要請で、地元の福祉協会の権利擁護委員会関係者が、主に研修の目的で直接施設の支援に入った。研修では、利用者の権利擁護や職員の心構えに重点をおいた講義のほか、職員によるグループ討議等が行われた。

研修から、本事案の背景には、支援にあたる職員の不足、職場内や上司とのコミュニケーションの不足、職員が外の研修会等に参加する機会が少ないことに加え、ボランティアや実習生など外部の目が入らないことによる閉塞的な状況におかしいと気づきながら改善が図られないまま、いつの間にか時代の変遷とともに変化してきた知的障害のある人たちに対する権利擁護の意識が不足し、それらの要因が重なり、発生に至ってしまったものと考えられる。なお、当該施設には行政調査（特別監査）が入り、他にも過去に10数件の権利侵害があったことも判明している。